

# EPA活用のアウトラインと 原産地規則の救済規定



日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 主任調査研究員 中畑 貴雄

2024年12月18日

## 調査部 主任調査研究員

### 中畑 貴雄

なかはた たかお



- 1998年、日本貿易振興会（ジェトロ、現在：日本貿易振興機構）入会。
- 貿易開発部、海外調査部中南米課、メキシコ事務所調査担当ディレクター（2006～2012）、海外調査部米州課課長代理（2012～2018）、メキシコ事務所次長（2018～2021）、メキシコ事務所所長（2021～2024）を経て、2024年5月から現職。
- 単著『メキシコ経済の基礎知識』、共著『グローバルサプライチェーン再考～経済安保、ビジネスと人権、脱炭素が迫る変革～』、『NAFTAからUSMCAへーUSMCAガイドブック』、『FTAガイドブック2014』など。

# 本日の講演内容

- I. EPA活用のアウトライン
- II. 知っておくと役に立つ救済規定
  - 1. デミニマスルール
  - 2. ロールアップ
  - 3. 完全累積
  - 4. 材料価格の更なる調整 (CPTPP)
- III. 積送基準とBack-to-Back CO
- IV. 根拠書類の作成と保存
- V. 練習問題

# 本日の講演内容

- I. EPA活用のアウトライン
- II. 知っておくと役に立つ救済規定
  - 1. デミニマスルール
  - 2. ロールアップ
  - 3. 完全累積
  - 4. 材料価格の更なる調整 (CPTPP)
- III. 積送基準とBack-to-Back CO
- IV. 根拠書類の作成と保存
- V. 練習問題

# 1 | FTA・特恵貿易協定利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定する



関税率を調べる



原産地規則を満たしているか  
確認する



原産地証明書を準備する

## 2 | HSコードの特定

### HSコードとは

- HSコードとは、「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約」に基づいて定められた、輸出入の際に商品进行分类するコード番号のこと。これに基づき関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計に利用される。HSコードの構成は、下記のとおり。
  - 「類（上2桁）」（例） 第87類
  - 「項（上4桁）」（例） 第8708項
  - 「号（上6桁）」（例） 第8708.70号
  - 「統計細分（下3桁）」（例） .000
- 下図のとおり、HSコードは桁数が増えるにつれて、細かな品目が特定される。「号（上6桁）」までは世界共通だが、それ以下は各国別に定められている。例えば、日本は統計細分の3桁を加えた9桁のHSコードを定めている。
- 日本の9桁のHSコード、世界共通の6桁までのHSコードについては、税関のウェブサイトを確認できる。
- HSコードは5年程度に一度、改正が行われる。

#### HSコード概念図：乗用車のホイールの場合

#### 世界共通コード



HSコードの桁数が増えるにつれ、細かな品目が特定されます

日本から輸出する乗用車ホイールは「**8708.70.000**（車輪並びにその部分品及び附属品）」という番号に分類されます。（「輸出統計品目表」より）

HSコード（輸出の統計番号）

**8708.70.000**  
（車輪並びにその部分品及び附属品）

### 3 | 関税率の調べ方

#### 1. 通常適用される税率（MFN税率）を調べる

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率（MFN税率）を調べる。

WTO加盟国への輸出に適用される税率

#### 2. 二国間協定の税率を調べる

HSコードに基づき、二国間FTA等の税率を調べる。

#### 3. 複数国間のFTA（AJCEP、RCEP、CPTPP等）を調べる

HSコードに基づき、複数国間のFTAや特惠貿易協定の税率を調べる。

#### 4. 通常適用される税率（MFN税率）と特惠税率を比較する

MFN税率と特惠税率（複数ある場合）を比較し、最も有利な税率が適用されるFTA・特惠貿易協定の利用を検討する。

## 4 | 通常適用される税率（MFN税率）の調べ方

① 輸出相手国の関連当局のウェブサイトから調べる

② 後述するRULES OF ORIGIN FACILITATORで調べる

<https://findrulesoforigin.org/en/>

③ 「World Tariff」のサービスを利用して調べる

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

### 【「World Tariff」とは】

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベース。提供元のFedEx Trade Networks社とJETROとの契約により、**日本の居住者はどなたでも無料で利用**できる。輸出先別、品目別に、MFN税率（WTO協定税率）やEPA税率等の特惠税率を調べることができる。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など）も調べることができる。

**【注意】** 実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、輸入者等を通じ、輸出先国の税関にもご確認をお願いします。



# (参考) World Tariffの使い方①

- 日本国内居住者の方はどなたでも無料で利用できるが、事前にユーザー登録が必要。

### ①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス  
<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

**初めての方へ** → ユーザー登録はこちらからお願いします

**登録ユーザーの方** → ログインはこちらからお願いします

### ②ログイン後の検索画面

乗用車 (HSコード: 8703) を検索した場合

**輸出先を選択** (Mexico)

**類 (HSコード上2桁) を選択** (87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories)

**項 (HSコード上4桁) を選択** (8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR)

**HSコードを選択して検索** (8703.22.01)

**テキストで検索** | **HSコードを入力して検索**

HSコード	品目の詳細 (Description)	単位	MFN税率
8703	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:		
8703.10.01	--- Vehicles specially designed for travelling on snow, golf cars and similar vehicles:	piece	15%
8703.10.02	--- With an electric motor, other than those falling under subheading 8703.10.02	piece	15%
8703.10.99	--- Golf carts	piece	15%
8703.21.01	--- Other	piece	15%
8703.21.02	--- Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:	piece	15%
8703.21.99	--- Of a cylinder capacity not exceeding 1,000 cc:	piece	15%
8703.22.01	--- Three-wheeled motorcycles, with differential and reverse gears, of the type known as all-terrain vehicles	piece	15%
8703.22.02	--- Used, other than those of subheading 8703.21.01	piece	50%
8703.22.03	--- Other	piece	20%*
8703.22.04	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc	piece	20%*
8703.22.05	--- Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02	piece	20%*

クリックして輸出国別の関税率を表示 (③へ)

## 5 | FTA・特恵関税を把握するには

### (1) 譲許表から調べる

税関の専用ウェブサイト（「EPA相手国側譲許表」）から日本が締結するEPA等の相手国の譲許表を見ることができる。

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>

### (2) FedExのWorld Tariffを活用

日本居住者であれば、以下URLからユーザー登録（無料）可能。関税分類（HS）コード別にMFN（一般）関税率と特恵税率が検索可能。

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/registration.html>

### (3) RULES OF ORIGIN FACILITATORで検索

国際貿易センター（ITC）、世界税関機構（WCO）、世界貿易機関（WTO）が共同で開発した関税率及び原産地規則検索サイト。輸出国と輸入国、貿易品目を入力することにより、関税率（MFN、特恵協定）と品目別原産地規則を知ることができる。

<https://findrulesoforigin.org/en>

## 6 譲許表の調べ方

- 譲許表（Tariff Schedule）において実施区分を調べる際には、一般的注釈（General Notes）を参照する必要がある。
- 注釈のHSコード、ベースレート及び実施区分の内容と定義は、協定によって異なる場合があるため、確認が必要。

日本マレーシアEPAのマレーシア側譲許表

Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Base Rate	Column 4 Category	Column 5 Note
7220 12	- - of a thickness of less than 4.75 mm:  Hoop and strip:			
7220 12 110	not exceeding 25 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm but not exceeding 400 mm in width	10%	B4	13
7220 12 190	other		A	
7220 12 900	Other		A	
7220 20	- Not further worked than cold-rolled (cold-reduced):  Hoop and strip:			
7220 20 110	not exceeding 25 mm in width	10%	B5	13
7220 20 120	exceeding 25 mm but not exceeding 400 mm in width	10%	B5	13
7220 20 190	other		A	
7220 20 900	Other		A	
7220 90	- Other:  Hoop and strip:			
7220 90 110	not exceeding 25 mm in width	10%	B5	13
7220 90 120	exceeding 25 mm but not exceeding 400 mm in width	10%	B5	13
7220 90 190	other		A	
7220 90 900	Other		A	
7221 00 000	Bars and rods, hot-rolled, in irregularly wound coils, of stainless steel.	10%	B5	13

日本マレーシアEPAの一般的注釈

Annex 1 referred to in Chapter 2 Schedules in relation to Article 19

### Part 1 General Notes

1. For the purposes of Article 19, the following categories indicated in Column 4 and applicable terms and conditions set out in the notes indicated in Column 5 in each Country's Schedule, in Section 2 of Part 2 and Section 2 of Part 3, shall be applied:

- (a) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "A" shall be eliminated as from the date of entry into force of this Agreement;
- (b) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B3" shall be eliminated in 4 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement;
- (c) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B4" shall be eliminated in 5 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement;
- (d) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B4\*" shall be eliminated in equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement, in accordance with the following:
- (i) The first and subsequent reductions shall take place in accordance with subparagraphs 5(a) and (b) of this Part; and
- (ii) The final reduction shall take place on January 1, 2010;
- (e) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B5" shall be eliminated in 6 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement;

# 7 | Rules of Origin Facilitatorの使い方 ①



RULES OF ORIGIN FACILITATOR

Your gateway to trade agreements

EN FR ES



Home Agreements Help ▾ About Us

ITC Tools ▾

## What are you exporting?

EXPORT FROM

輸出国を選択



Select country ▾

IMPORT TO

輸入国を選択



Select country ▾

PRODUCT NAME OR HS CODE 🔍

品名・HSコード  
を入力

📄 Search product by code or name

What's my product code?

SEARCH

**VIET NAM**

Agreements as Exporter : 26

Agreements as Importer : 18

Latest Tariff : 2023



# 8 Rules of Origin Facilitatorの使い方 ②



RULES OF ORIGIN FACILITATOR  
Your gateway to trade agreements

EN FR ES



Home Agreements Help About Us ITC Tools

EXPORT FROM 1 selected IMPORT TO **輸入国** PRODUCT NAME OR HS CODE **HS-品名 (エアバッグ)**

Exporters: **輸出国** Mexico

Total 5 Agreements FILTERS In force Roo Available Non-preferential regime

協定名 協定名 協定名 IN FORCE 協定名 IN NEGOTIATION

**AAPCE 53: Brazil-Mexico**  
IMPORT DUTY: 18% No preference MFN

DOES MY PRODUCT QUALIFY?

**AAPCE 55: MERCOSUR-Mexico**  
IMPORT DUTY: 18% 0% MFN Preferential MFN税率 特恵税率

DOES MY PRODUCT QUALIFY?

**GSTP**  
IMPORT DUTY: 18% No preference MFN

DOES MY PRODUCT QUALIFY?

**Regional group, Aladi: A.REG 04**  
IMPORT DUTY: 18% No preference MFN

DOES MY PRODUCT QUALIFY?

Agreements

IN FORCE 02.05.2003

TYPE Partial scope agreement

SCOPE Bilateral, Country-Country

PARTIES Brazil; Mexico

Agreements

IN FORCE 15.01.2003

TYPE Partial scope agreement

SCOPE Plurilateral, Country-Group

PARTIES Argentina; Brazil; Mexico; Paraguay; Uruguay

Agreements

IN FORCE 25.03.1991

TYPE Partial scope agreement

SCOPE Plurilateral, Country-Country

PARTIES Argentina; Brazil; Sri Lanka; Korea, Republic of; Romania; India; Egypt

Agreements

IN FORCE 28.09.1988

TYPE Partial scope agreement

SCOPE Plurilateral, Country-Country

PARTIES Argentina; Bolivia (Plurinational State of); Brazil; Chile; Colombia; Cuba; Ecuador; Mexico; Panama;

- 以下の条件で検索
- ◆ 輸入国：ブラジル
  - ◆ 輸出国：メキシコ
  - ◆ 品名：エアバッグ
  - ◆ HS: 8708.95.10

検索の結果、AAPCE (ACE) 55号 (メキシコ-メルコスール自動車協定) を用いるとMFN18%の関税が0%に下がることが分かる。

## 9 | 原産地規則の全体像

- 原産地規則には、どのような基準で原産品と見なすのかという大きな判定基準（Origin Criteria）のほか、工業製品などでどの程度の加工を行えば原産品となるかを定めた実質的変更基準の判断類型が定められている。
- 救済規定は、原則を満たさない場合でも、一定条件をクリアすることで原産品と判断することができるという特別ルールのこと。
- 積送基準は原産品の相手国への輸送条件に関する規則。

### A) 原産性判定基準と判定方法

Origin Criteriaと実質的変更基準の類型

### B) 救済規定

デミニマス、ロールアップ（中間材料）、  
完全累積など

### C) 積送基準

# 10 | 原産性の判断基準（大分類）

- 多くのFTA・特惠貿易協定では、①完全生産品、②原産材料のみから生産される製品、③非原産材料を使用するが品目別原産地規則（PSR）を満たす製品（実質的変更基準）を、原産品として定義。
- 原産地規則は1カ国のみで満たす必要はなく、複数の締約国で満たせばよい。

## ①完全生産品

### 《類型》

- A) 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、採掘、収集等を「生産」として捉える。
- B) くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- C) 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品同士から生産されても完全生産品であると捉える。

### 《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ成育されるもの
- 生きている動物から得られる産品
- 域内国の領域で狩猟、漁ろう等により得られる動物
- 養殖によって得られる水生生物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 域内国の船舶により領海外の海で採捕された海洋生物
- 域内国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 使用済み産品の廃品・くずであり、原材料の回収のみに適するもの
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

## ②原産材料のみから生産される製品

- 生産に直接使用された一次材料が全て原産材料。
- 一次材料の生産に用いる二次材料の中に域外国の材料（非原産材料）が含まれていても、当該一次材料が品目別原産地規則（PSR）を満たしていればよい。

## ③PSR（実質的変更基準）を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、その生産において一定の要件を満たしていれば、原産品とするもの。
- PSRは関税分類ごとに要件が定められている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
  - ①関税分類変更基準
  - ②付加価値基準
  - ③加工工程基準
- PSRにおいては複数の基準が定められている品目があるが、原則いずれかを満たせばよい。ただし、PSRにおいて複数の要件を同時に満たすことが求められている場合もある（例：アパレル等縫製品については、①と③を同時に満たす必要がある等）。

# 11 | 工業製品の原産性判定基準

- 非原産材料を使用しているも、協定域内国における加工等の結果として、当該材料に「実質的な変更」があった場合には、その産品を原産品と認める（**実質的変更基準**）。
- 品目別原産地規則（PSR）では、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準（原産品となるための要件）が規定されている。



## 実質的変更基準の3類型

- ① **関税分類変更基準**：材料と最終産品との間に特定の関税分類（HSコード）の変更があること。
- ② **付加価値基準**：材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③ **加工工程基準**：材料に特定の加工（例：化学品の化学反応）がなされること。



## 12 | 品目別原産地規則（PSR）の読み方

- 品目別原産地規則（PSR）は、HSコード（4桁、6桁）毎に定められているが、部（Section）や類（Chapter：2桁）のPSRとして加工工程基準などが定められていることがある。
- 品目別原産地規則（PSR）は、関税分類変更基準（CTC）と付加価値基準（RVC）の選択制となっていることが多いが、稀に双方を満たさないと原産品にならない品目がある（日印EPAなど）。

### CPTPPの油圧伝動装置用バルブ（8481.20）のPSR

#### 8481.10-8481.80

A **change** to subheading 8481.10 through 8481.80 from any other heading;

Or条件：前段と後段のいずれかで良い。

CTC要件

or

No change in tariff classification required for a good of subheading 8481.10 through 8481.80, **provided** there is a **regional value content** of not less than:

- (a) 35 percent under the build-up method: **or**
- (b) 45 percent under the build-down method: **or**
- (c) 55 percent under the build-down method taking in account only the non-originating materials of heading 84.81.

RVC要件

- ✓ 84.81項以外の非原産材料からの変更（4桁レベルのタリフジャンプ：CTH）、または、積上げ（BU）方式で35%以上、控除（BD）方式で45%以上、重点価額（FV）方式で55%以上の域内原産割合（RVC）があればCPTPP原産品となる。FV方式を選択した場合、非原産材料価額（VNM）に計上するのは、84.81号に分類される部品・原材料のみ。

- ✓ 8481.90号はバルブの部分品であり、同号の非原産部品を用いるとCTHを「原則」クリアしない。
- ✓ ただし、8481.90号の非原産部品を用いても、デミニマスルールの閾値（10%）に収まれば(a)をクリア、45%以内に収まれば(c)FV方式のRVCをクリアできる。

# 13 | 関税分類変更基準 (Change of Tariff Classification : CTC) とは

- 加工後の輸出製品の関税分類（HSコード）が、同製品を生産するために使用した非原産部材の関税分類（HSコード）と異なる場合、原産性を付与するに値する「実質的変更」が行われたと判断する。「タリフジャンプ」とも呼ばれる。
- 変更の基準（ジャンプする桁数）は品目別に異なり、「Chapter/Capítulo」（2桁レベル）、「Heading/Partida」（4桁レベル）、「Subheading/Subpartida」（6桁レベル）では、桁数の少ない方が域内における加工度合いが上がり、厳しい基準となる。  
※自動車部品（HS8708）→乗用車（HS8703）の4桁レベルのジャンプより、鉄鋼（HS72類）→乗用車（HS8703）の2桁レベルのジャンプの方が多くの加工が必要。

## 具体例 | RCEPのカラーテレビ（HS8528.72）の品目別原産地規則（PSR）

### 85.28 CTH or RVC40

#### ※上4桁レベルの関税分類変更（CTH）、または、域内原産割合（RVC）が40%以上

- テレビを生産するために、中国から液晶パネル（HS85.29）、マレーシアからICチップ（85.42）を輸入しているが、双方の非原産材料とも輸出製品のHSコード（85.28）と上4桁（Heading）のレベルでHSコードが異なるため、当該テレビはRVCの水準に関わらず、原産品（Originating good）となる。
- HS8708項の自動車部品の場合、完成品と部分品が同じHS6桁に分類されることが多いため、そもそもタリフジャンプすること自体が難しい。そのため、自動車産業では付加価値基準（RVC）を用いて判断することが多いが、すべての自動車部品の原産性がRVCで決まるわけではない。

## (参考) | CTCの例外として、変更が認められない場合に注意

- PSRには、「第8544.20号の製品への他の号の材料からの変更」とある。
- ただし、その後括弧書きで「ただし、74.08、74.13、76.05、76.14、8544.11～8544.19、8544.30～8544.60からの変更は除く」と記されている。
- 「 」に記述された品目からの変更は認められない。つまり、これらの品目は域内原産品でなければならぬこと意味する。

### 例：同軸ケーブル（HSコード：8544.20）製造のため、加工・組立てをCPTPP域内で行う場合

#### 【同軸ケーブルで、変更の除外項目となっているもの】

74.08	銅の線
74.13	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く）。
76.05	アルミニウムの線
76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く）。
8544.11	巻線、銅のもの
8544.30	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る）。
8544.42	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る） 接続子を取り付けてあるもの。
8544.49	同 その他のもの
8544.60	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る）。

# 14 | 付加価値基準の計算方式

- 付加価値基準の計算方式は、協定によって複数ある場合がある。最も選択肢が多いCPTPPの場合、控除方式、積上げ方式、重点価額方式、純費用方式の4方式が採用されている。
- 利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。

## ○ 控除方式（非原産材料の価額に基づくもの）

広く用いられ、USMCAなど米州のFTAでは取引価額方式と呼ばれる。

$$RVC(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額 (VNM)}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$$

(※) RVC: Regional Value Content (域内原産割合)

## ○ 積上げ方式（原産材料の価額に基づくもの）

CPTPP	RCEP
$RVC(\%) = \frac{\text{原産材料の価額 (VOM)}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$	$\frac{\text{VOM} + \text{費用} + \text{利益}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$

## ○ 重点価額方式（特定の非原産材料の価額に基づくもの）

CPTPPで一部の工業製品に適用されている。控除方式との違いは、FVNMに計上する非原産材料の価額を特定の主要な材料（PSRに基づき関税分類の変更が求められている材料）に限定する点。

$$RVC(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{特定の非原産材料 (FVNM)}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$$

## ○ 純費用方式（NC）

CPTPPでは自動車関連品目のみに適用。控除方式との違いは、製品の取引価額（FOB）ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。純費用とは、総費用から販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費、梱包費等を減じたもの。

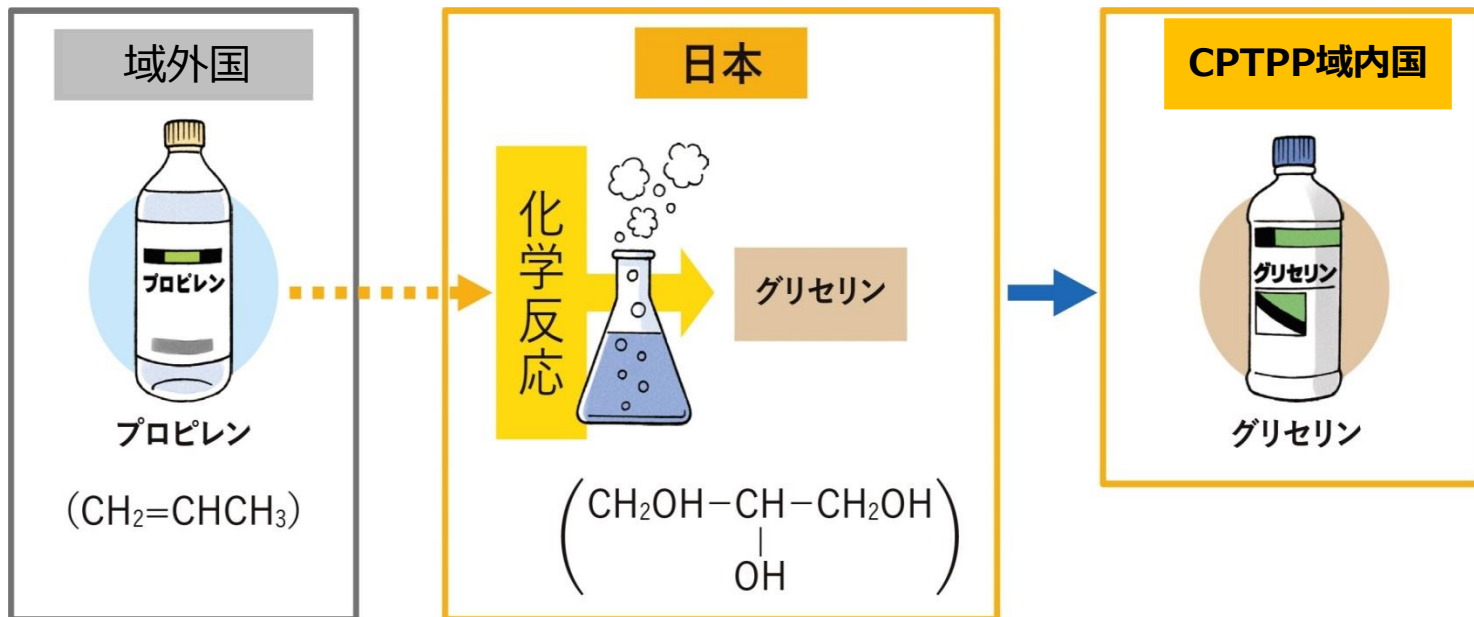
$$RVC(\%) = \frac{\text{純費用 (NC)} - \text{非原産材料の価額 (VNM)}}{\text{純費用 (NC)}} \times 100$$

# 15 | 加工工程基準とは

- 域内でPSRが定める特定の加工が行われたことをもって原産品と認める基準。
- 下の図では、材料であるプロピレンを域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、CPTPP原産品と認められる。
- 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

## (参考) CPTPPにおけるグリセリン (HS2905.45) のPSR (※)

「材料が化学反応の工程（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること」



(※) 「Subheading」(号: HSコード上6桁)レベルの関税分類変更基準と上記加工工程基準のいずれかの選択制となっている。

# 16 | 日本のFTAにおける原産地証明制度

- 原産地証明制度 = 誰が原産地証明書を発行するか。第三者証明制度から、世界的に**自己申告制度の流れ**へ。特にCPTPPは、自己申告制度のみが採用されている。
- 自己申告制度の導入によって、**原産地証明コストが大きく軽減**される傾向。

## 原産地証明制度

### ■ 第三者証明制度

生産者、輸出者が第三者機関（政府または指定機関、日本の場合は**日本商工会議所**）に対し、輸出品が原産性を証明する情報を提供した上で、同機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

\* **日マレーシア、日ASEAN、ASEAN中国、ASEANインド** など

### ■ 認定輸出者自己証明制度

政府（日本は経済産業省）によって認定された輸出者に対し自己証明制度を適用する制度。

\* **日メキシコ、日スイス、日ペルー** など

### ■ 自己申告制度（通称、自己証明制度）

生産者、輸出者、輸入者などが、自ら原産地証明書を作成する制度。**手数料コストや、書類作成のリードタイム削減**が可能。第三者機関の証明がないことや輸入国検認への不安の声も依然存在。

\* **CPTPP、日EU** など

（出所）政府資料から作成

## 日本のFTA/EPAにおける原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告（自己証明）制度
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
<b>日マレーシア</b>	<b>2006年7月</b>	<b>○</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
<b>日ASEAN</b>	<b>2008年12月</b>	<b>○</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
<b>CPTPP</b>	<b>2018年12月</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>○</b>
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○（輸入のみ）
日英	2021年1月	-	-	○
<b>RCEP</b>	<b>2022年1月</b>	<b>○</b>	<b>○</b>	<b>発効後10年以内に導入</b>

（注）赤字は日マレーシア間で利用可能な協定



# 17 | 自己証明（申告）による特恵待遇の要求

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>  
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

## CPTPPの原産地証明書の記載事項（サンプル）

CERTIFICATION OF ORIGIN						
<b>1. CERTIFIER</b> Name, address, country, telephone number and e-mail address Tanaka Tarou PTP Company Ltd., 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan Tel. 090-21-31-41 e-mail: tanakatr@test.jp <b>Certifier is:</b> Exporter, Producer			<b>2. EXPORTER</b> Name, address, country, telephone number and e-mail address Same as Certifier			
<b>3. PRODUCER</b> Name, address, country, telephone number and e-mail address Same as Certifier			<b>4. IMPORTER</b> Name, address, country, telephone number and e-mail address Trade Daisuki CPTPP Company Ltd., 1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia Tel: 080-41-36-11 e-mail: LetsFreeTrade@test.cptpp			
5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD						
#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Duck	3	TPP Article 3.2b	12345	-	-
2	Goose	3	TPP Article 3.	-	-	-
6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE						
I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.						
NAME AND SIGNATURE					DATE	

1. 証明者情報

2. 証明者は誰か

4. 生産者情報

3. 輸出者情報

5. 輸入者情報

6. 製品の概要とHSコード

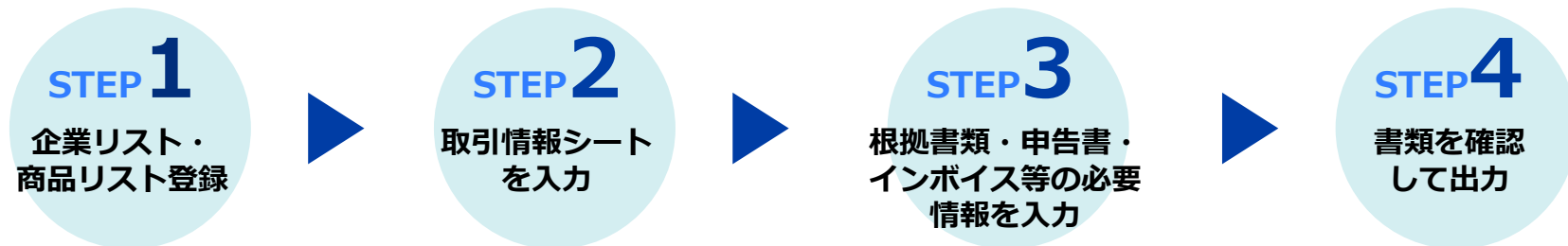
7. 原産地基準

8. 対象期間

9. 署名と日付、宣誓文

# 18 | ジェトロ「原産地証明ナビ」

- 輸出やEPA/FTAを利用するにあたって必要な書類を正確かつ効率的に作成できるようサポート。



- ▶ <https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/>

## 原産地証明ナビの主な機能

- **簡単に、効率的に書類を作成できます**
  - ・ 案内に沿って必要情報を入力することで書類を作成
  - ・ 自動計算によって簡易的に原産性を判定
  - ・ 企業情報や商品情報を蓄積し、入力の手間を削減
- **輸出やFTA利用に必要な書類に対応します**
  - ・ FTA利用に必要な根拠書類（対比表、計算ワークシート等）
  - ・ 日EU・EPA、日英EPA、CPTPP、RCEPの原産地証明書類
  - ・ インボイス・パッキングリスト
- **こんな方にお勧めです**
  - ・ 根拠書類やインボイス等の作成を効率化したい
  - ・ FTAの原産地証明を実践的に理解したい
  - ・ 社内での貿易実務の体制を整えたい

3. 原産地規則を満たしているか確認します 取引情報を転記 根拠資料プレビュー

関税分類変更基準+付加価値基準に基づく原産性の確認 ▲薄い黄色のセルに取引情報が転記されます ▲根拠書類の様式を確認できます ▲1

登録年月日 2021年3月10日 今日の日付を入力

1. 特定依頼者の情報	特定依頼者	法人番号	国番号	メールアドレス	営業・役職
	ABC商事	1234568	*****	hanako@abc.co.jp	国際営業部

2. 生産者の情報

生産者	法人番号	国番号	住所
EFG製作所	123456879	大宮工場	埼玉県さいたま市大宮区阪本町1丁目7-5

3. 原産地判定を行う輸出品の情報

HSコード（6桁）	商品名	特定発行番号	（別種の商品がある場合）特定発行番号/数量入力可	完成品価格（円）
220890	みりん			500

4. 協定名・適用した原産地規則の種類

住所国	協定	付加価値基準の基準	関税（%）	関税分類変更基準の適用	原産地規則の種類	一般・品目別
ベトナム	日ASEAN・EPA	RVC（投陸方式）	40	CTH（上列シベルの変更）		

5. 備考

関税分類変更基準+付加価値基準対比表 プレビュー ※青枠の下辺をドラッグして、印刷範囲を調整

1. 特定依頼者の情報	特定依頼者	法人番号
	ABC商事	123456879

2. 生産者の情報	生産者	法人番号	住所
	EFG製作所	123456879	大宮工場（工場）名称

3. 原産地判定を行う輸出品の情報

HSコード（6桁）	商品名	特定発行番号	完成品価格（円）
220890	みりん		500

4. 協定名・適用した原産地規則の種類

住所国	協定	付加価値基準の基準	関税（%）	関税分類変更基準の適用	原産地規則の種類	一般・品目別
ベトナム	日ASEAN・EPA	RVC（投陸方式）	40	CTH（上列シベルの変更）		

5. 付加価値基準による原産性の確認

付加価値	500
付加価値率	100%

INVOICE

原産地規則に基づく根拠書類（左） / 原産地申告書（右）作成イメージ

No.	1材料・部品名	HS code	Quantity	Unit Price	Amount
a1.	ワイヤ	854430	10	1,000	10,000
a2.	鉄コイル	848041	10	20,000	200,000
a3.	白米	220890	10	500	5,000



# 本日の講演内容

- I. EPA活用のアウトライン
- II. 知っておくと役に立つ救済規定
  - 1. デミニマスルール
  - 2. ロールアップ
  - 3. 完全累積
  - 4. 材料価格の更なる調整 (CPTPP)
- III. 積送基準とBack-to-Back CO
- IV. 根拠書類の作成と保存
- V. 練習問題

# 1 | 原産地規則達成のためのセオリー

## 1. CTC（タリフジャンプ）が使える品目はCTCを 試行

CTCなら素材の現地調達が難しい国でもクリアの可能性

## 2. CTCをクリアしない場合はデミニマスをトライ

## 3. RVC計算を有利にする救済手段を活用

- ① 中間材料の指定: 内製部品の非原産材料をロールアップ
  - ② 完全累積による原産付加価値のトレーシング（CPTPP, 日EU・EPA、将来的なRCEP）
  - ③ 材料の価格の更なる調整（CPTPP）
- ✓ 新しいEPA/FTAほど救済措置が充実
  - ✓ RVC閾値達成のためにあらゆる手段を検討

## 2 | デミニマスルール

- PSRに規定された関税分類変更の基準を満たさない非原産材料でも、当該非原産材料の価額の合計が製品の価額（FOB価額）の10%以下である場合は無視できる。

### <具体例>

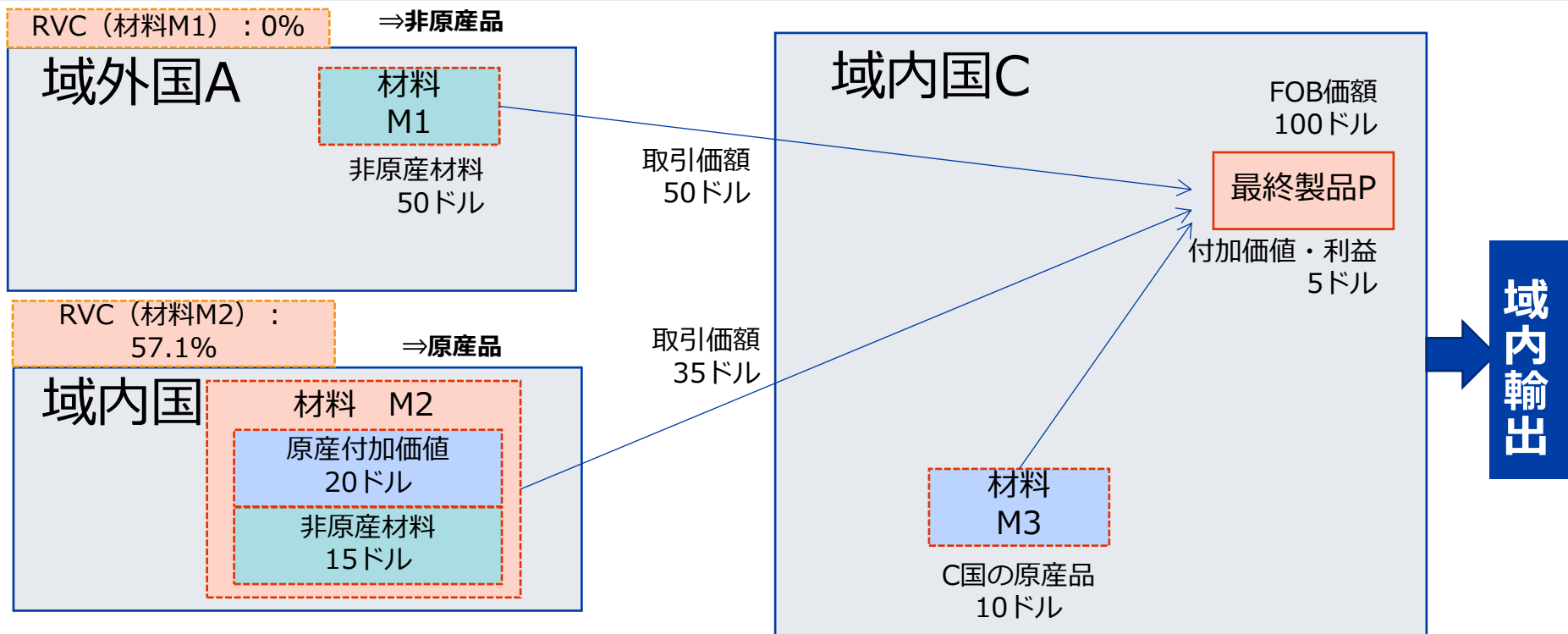
CPTPP域外製の輸入部品（クラッチの部品2点）を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ（HS8708.93）を生産し、USMCAの特恵税率を活用して米国に輸出する場合

- クラッチのPSRで関税分類変更基準を用いる場合、HSコードの「号」（6桁レベル）の変更（CTSH）。
- 輸出する商品と同じ「項」及び「号」（8708.93）に分類される輸入部品（非原産材料）を2個使用するため（8708.93の品名は「クラッチ及びその部品」）、PSRに定められた「号」の変更（CTSH）はクリアできない。
- しかし、当該クラッチ部品の輸入（CIF）価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である（ $25 \div 300 = 8.33\%$ ）。よってデミニマスルールが適用でき、原産品となる。



# 3 | ロールアップとは

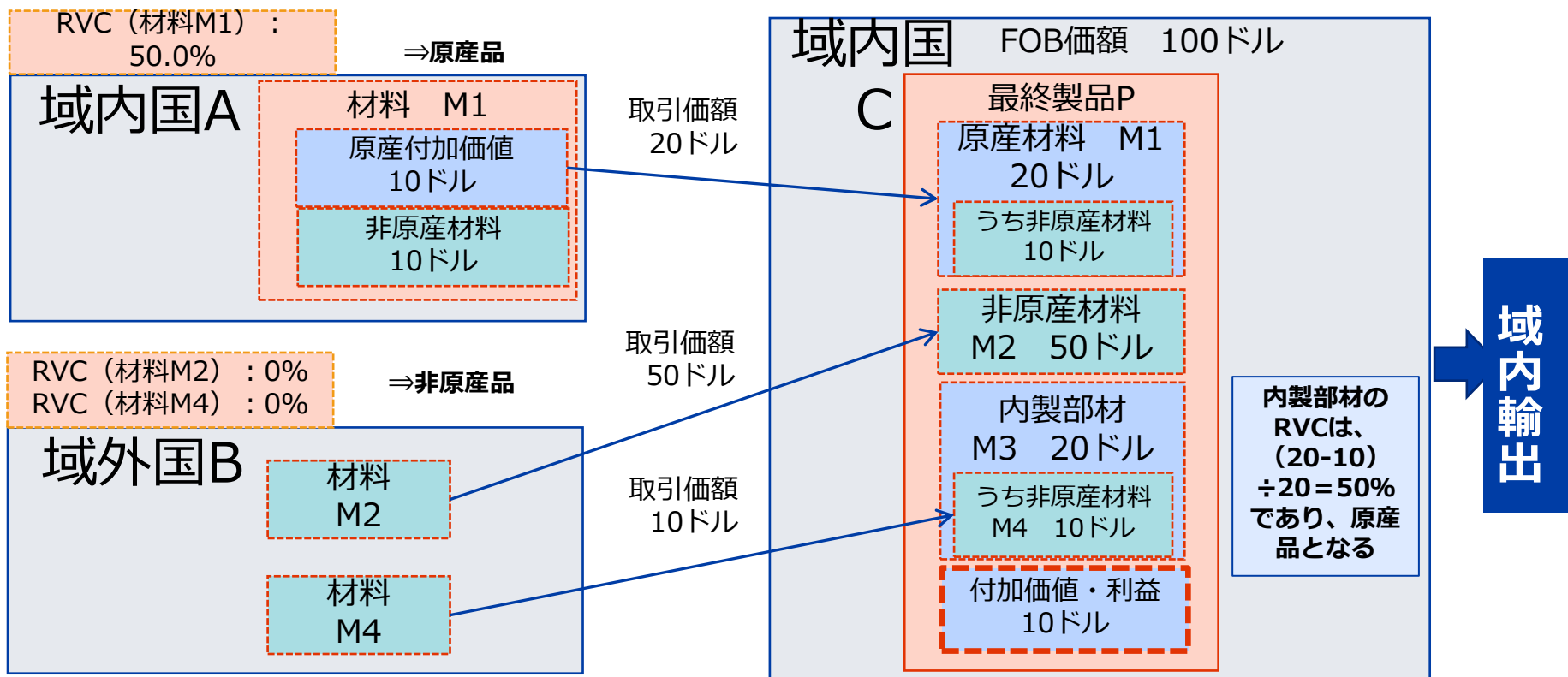
- 非原産材料を用いた生産の結果、当該産品が原産品になる場合、使用された非原産材料は、当該産品の生産者によって生産されたかどうかにかかわらず、原産材料として取り扱われる。



	ロールアップ	非原産材料価額 (VNM)				合計	RVC	原産判定
		材料M1 (A国)	材料M2 (B国)	最終生産地 (C国)				
方式 1	非適用	50ドル	15ドル	0ドル	65ドル	35%	×	
方式 2	適用		0ドル		50ドル	50%	○	

ロールアップを適用すれば、材料M2に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M2の価額を100%原産材料扱いできる。

# 4 | 内製部材のロールアップ (中間材料の指定)



\*M1~M4及びPの品目別規則はRVC (控除方式) 45%以上とする。

	ロールアップ	非原産材料価額 (VNM)				RVC	原産判定
		材料M1 (A国)	材料M2 (B国)	内製部材M3 (C国)	合計		
方式1	非適用	10ドル	50ドル	10ドル	70ドル	30%	×
方式2	適用	0ドル		0ドル	50ドル	50%	○

ロールアップを適用すれば、原産材料M1及び内製部材M3に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M1及びM3の価額を100%原産材料扱いできる。

## 5 | 中間材料の指定によるRVC達成の例

- CPTPP域外国Aの熱延鋼板をプレス加工してサスペンションフレーム（HS8708.80）に加工し、域外国Bから輸入したサスペンション専用部品を付けてサスペンションモジュール（HS8708.80）を製造する。
- HS8708.80）のPSRは、6桁レベルの関税分類変更（CTSH）、または45%以上（積上げ方式及び純費用方式）、あるいは55%以上（控除方式）の域内原産割合（RVC）
- 域外産のサスペンション専用部品がHS8708.80号に分類されるため、CTSHをクリアできない。また、当該非原産部品価額はFOB価額の12%に相当し、デミニマスも適用できないため、付加価値基準で原産性を判定する。  
 ※積上げ方式のRVCを選択。**TPP第3.7条(c)**は内製材料の価額として、**全ての費用と相応の利益の合計**と規定。

サスペンションフレームを生産に使用される  
中間材料として扱わない場合

経費項目	価額
A. 原産材料価額	20.0
原産材料価額(間接材料を含む)	20.0
B. 非原産材料価額	52.0
熱延鋼板	40.0
その他非原産部品	12.0
C. 労働コスト	8.0
うちフレーム製造のための人件費	4.0
D. 製造経費(間接材料を除く)	10.0
うちフレーム製造のための経費	5.0
E. 利益・販促費	10.0
うちフレーム相当分	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100
RVC(%) = A/F×100	20.0%

サスペンションフレームを生産に使用される  
中間材料として扱う場合

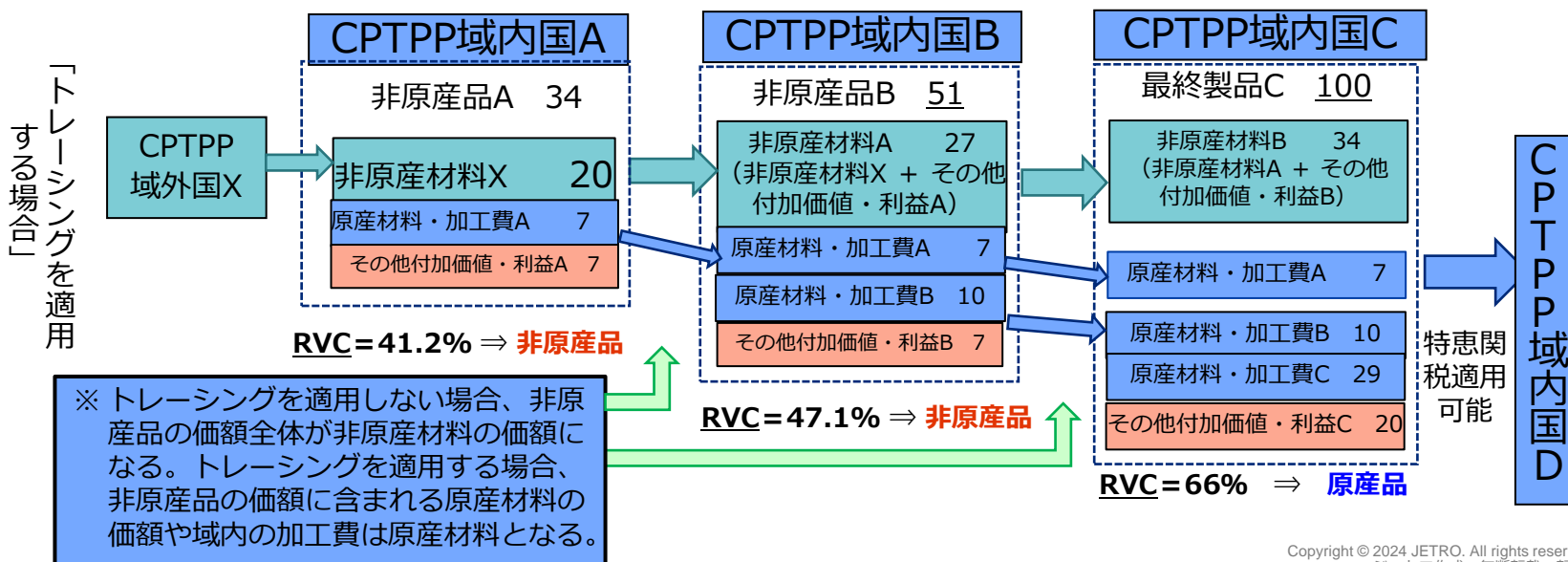
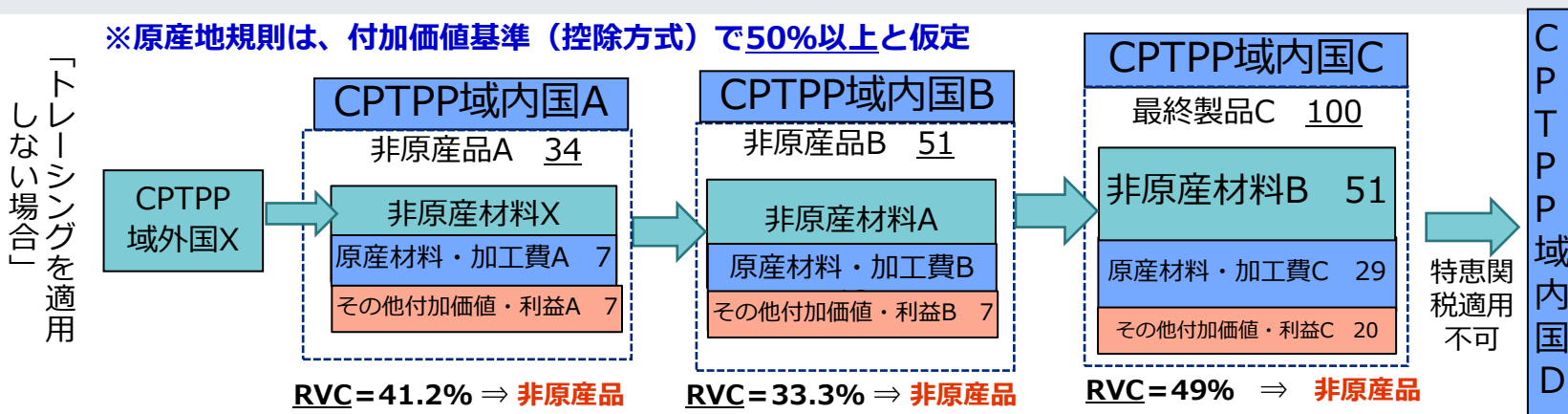
経費項目	価額
A. 原産材料価額	74.0
サスペンションフレーム(中間材料)	54.0
熱延鋼板	40.0
労働コスト	4.0
製造経費	5.0
利益・販促費	5.0
その他原産材料価額(間接材料を含む)	20.0
B. 非原産材料価額	12.0
C. その他労働コスト	4.0
D. その他製造経費	5.0
E. その他利益・販促費	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100.0
RVC(%) = A/F×100	74.0%

(注) 価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。

# 6 | 完全累積（原産付加価値のトレーシング）

- CPTPPでは、非原産材料であっても、①域内で行われた当該非原産材料の加工費、②当該非原産材料に含まれる原産材料の価額は、原産割合の一部として算入できる。（第3.6条2項）。日EU・EPA第3.5条2項は、「非原産材料に対して域内で行われた生産」を原産付加価値に加えると規定。

※原産地規則は、付加価値基準（控除方式）で50%以上と仮定





## 7 | 材料の調達価額の基準と有利な調整

- 日本が締結するEPA/FTAの中では、CPTPPにしか存在しない救済規定。

- ◆ TPP第3.7条は、生産者が材料（原産材料、非原産材料）の価額を計算する際の基準として、以下のとおり定めている。
  - (a) 輸入調達材：輸入時の取引価額（国際輸送費を含む，CIF価額）
  - (b) 国内調達材：以下のいずれか
    - (i) 当該生産者が支払った、または支払う価額
    - (ii) 輸入される材料の価額として決定される価額（生産者が所在する国に輸入された際の取引価額）
    - (iii) 国内で確認可能な最初に支払われた、または支払われるべき価額
  - (c) 内製材料：全ての費用＋相当の利益
- ◆ しかし、第3.8条では、計算を有利にするための調達価額の更なる調整を可能にしている。以下の（a）～（c）については、書面による証拠が存在することを条件に材料の調達価額に加算、または減算することが可能。
  - (a) 生産者の所在地までの輸送費（保険費、梱包費などを含む）
  - (b) 当該材料に対する関税、回収不能な内国税及び通関手数料
  - (c) 材料の使用から生じるスクラップ部分の費用（再利用可能なもの等を除く）



## 8 | 材料の調達価額の基準と有利な調整

- 価格調整の条件は、「書面による証拠が存在すること」。

### <ケース①：積上げ方式で原産材料の価額を計算する場合>

$$\text{RVC (\%)} = \text{原産材料の価額} \div \text{取引価額 (FOB)}$$

⇒原産材料の価額が大きい方が有利

原産材料の価額を増やすために、以下の経費が原産材料の価額として含まれていない場合には加算することができる。

- ① 輸入調達材（原産材料）に係る輸入港から生産者の所在地への輸送費・保険料（輸入時の取引価額＝「CIF価額」に加算）
- ② 輸入時や流通時に支払った回収不能の租税公課
- ③ 無駄になった部分の原産材料の費用（材料歩留まりや不良率等に基づき計算）

### <ケース②：控除方式で非原産材料の価額を計算する場合>

$$\text{RVC (\%)} = (\text{取引価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額}) \div \text{取引価額 (FOB)}$$

⇒非原産材料価額が小さい方が有利

非原産材料の価額を減らすために、以下の経費が非原産材料の価額として含まれている場合には控除することができる。

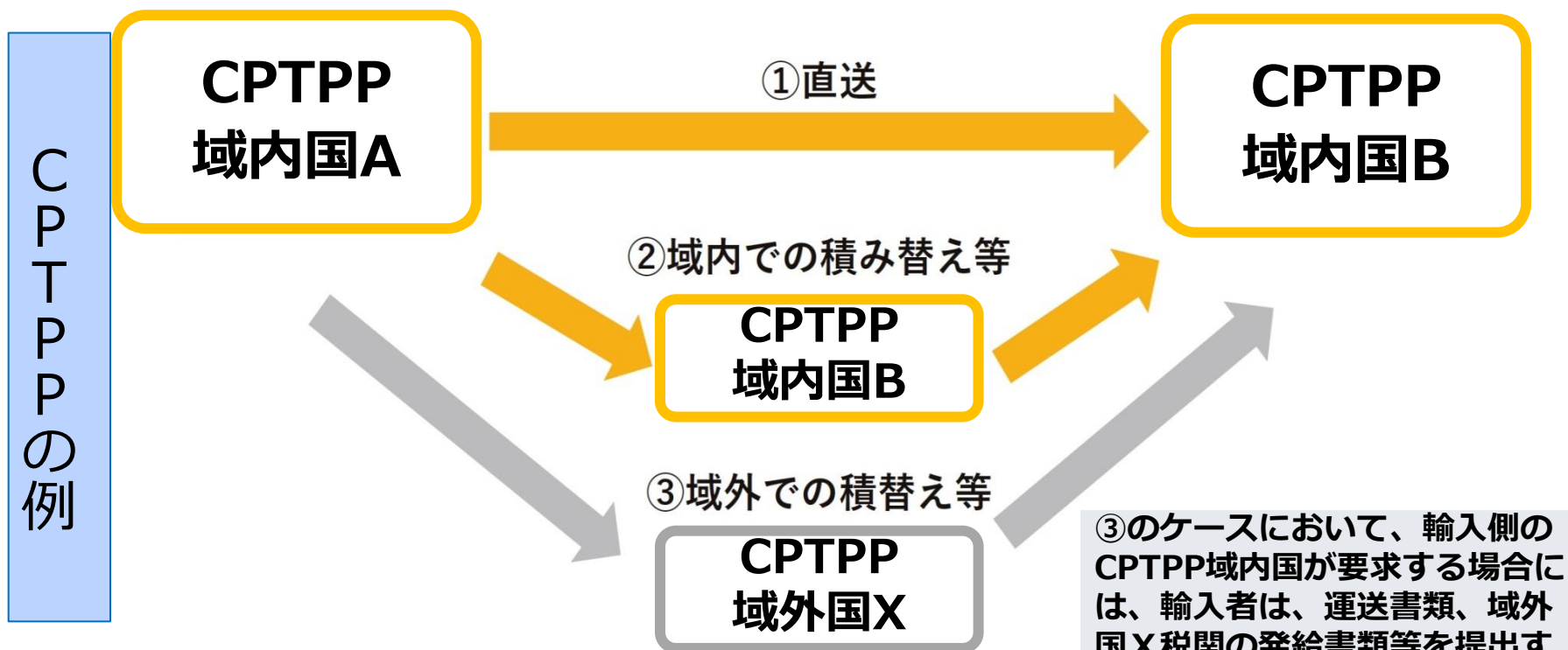
- ① 輸入調達材（非原産材料）に係る輸入港までの国際輸送費・保険料（「CIF価額」から控除）
- ② 輸入時や流通時に支払った回収不能の租税公課
- ③ 無駄になった部分の非原産材料の費用

# 本日の講演内容

- I. EPA活用のアウトライン
- II. 知っておくと役に立つ救済規定
  - 1. デミニマスルール
  - 2. ロールアップ
  - 3. 完全累積
  - 4. 材料価格の更なる調整 (CPTPP)
- III. 積送基準とBack-to-Back CO
- IV. 根拠書類の作成と保存
- V. 練習問題

# 1 | 積送基準

- 原産地規則を満たす産品を域内国に輸送する場合に、域外国を経由しない直接輸送（①）もしくは域内での積み替え等（②）であれば、原産性は維持される。
- 域外国を経由する場合（③）でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で域外国税関の管理下であれば、原産性は失われない。

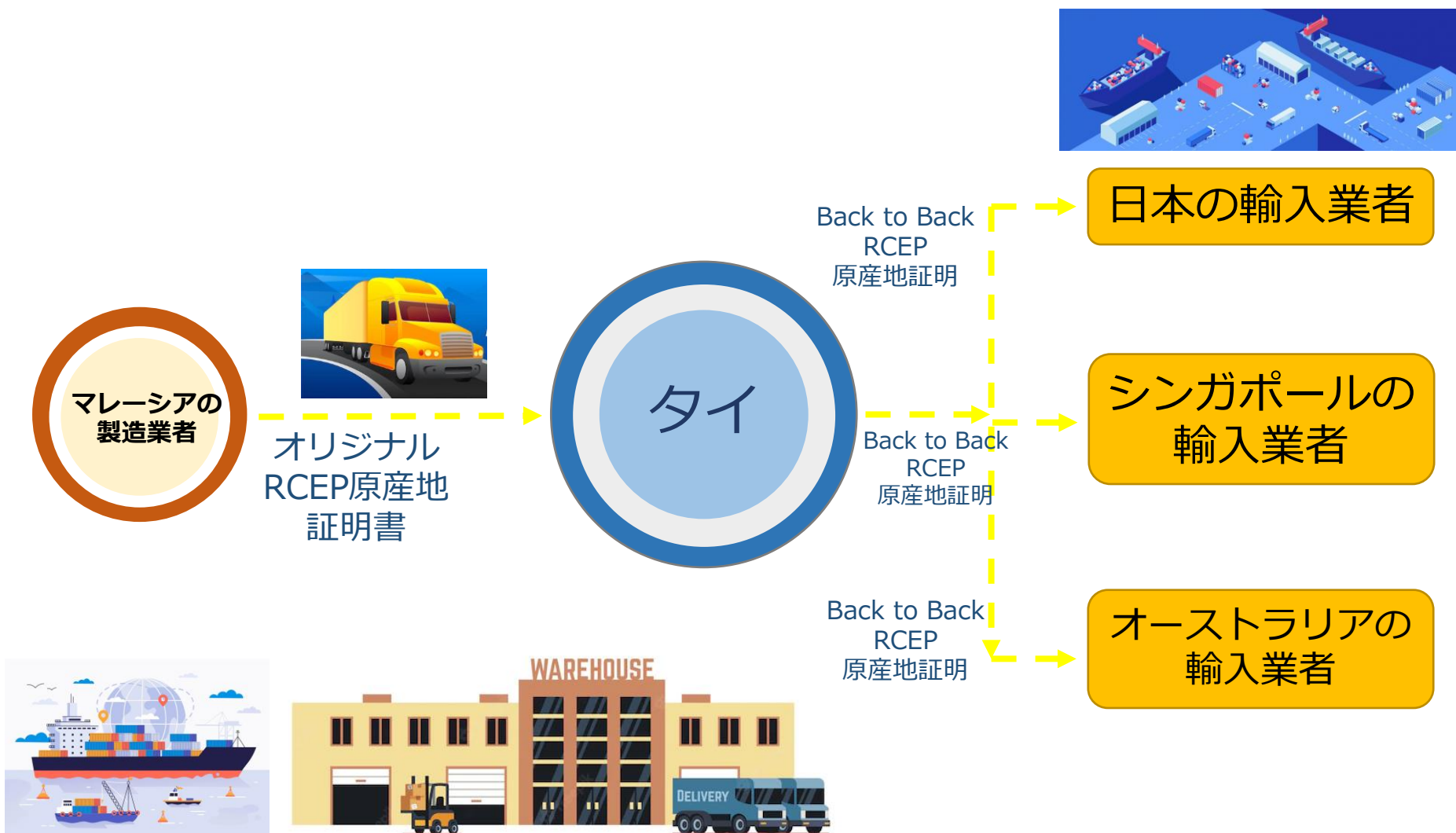


経由先で許容される作業 :

- 積み卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置
- 輸入先のCPTPP域内国から要求されるラベル又は証票による表示
- 原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の作業

③のケースにおいて、輸入側のCPTPP域内国が要求する場合には、輸入者は、運送書類、域外国X税関の発給書類等を提出する義務を負う。

## 2 | Back-to-Back (B2B) 原産地証明 (RCEP)



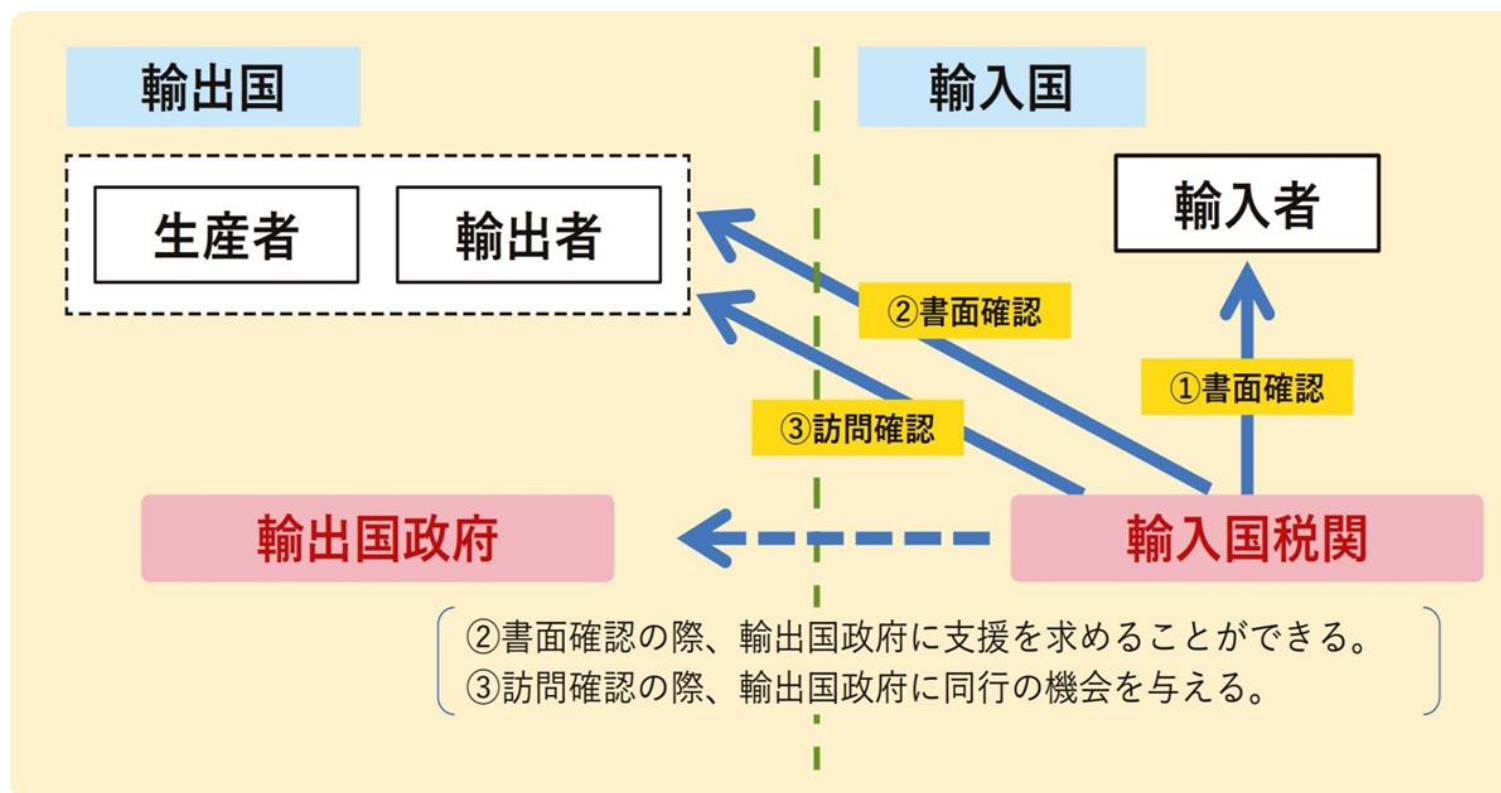
# 本日の講演内容

- I. EPA活用のアウトライン
- II. 知っておくと役に立つ救済規定
  - 1. デミニマスルール
  - 2. ロールアップ
  - 3. 完全累積
  - 4. 材料価格の更なる調整 (CPTPP)
- III. 積送基準とBack-to-Back CO
- IV. 根拠書類の作成と保存
- V. 練習問題

# 1 | 原産性の確認手続（検認）

- 輸入国の税関は、産品が原産品であるかどうかを決定するために、情報を求めることができる。
  - ① 輸出者・生産者（、輸入者）に対する書面確認（産品について、質問票等により情報を求めること）
  - ② 輸出者・生産者に対する訪問による確認訪問確認：事務所や工場等を訪問し、産品の原産性を確認
 ※ 輸出者、または生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠関税の適用が否認される。
- 確認に備え、原産地証明書を作成した輸出者、生産者などは、特惠関税を適用した輸出入に関する文書及び原産品であることを示すために必要な記録を原産地証明書の作成から3 or 5年間保存する義務を負う。

## <自己証明（申告）制度の場合の検認プロセス（例：CPTPP）>



## 2 | 原産地証明の根拠書類保存

- 原産品であることを証明する根拠資料は、採用する原産性の判断基準に応じて異なる。
- 生産者ではない輸出者が申告する場合、産品が原産品であることについて、輸出者が有する産品の情報、または**生産者が輸出者に宛てて作成した宣誓書・誓約書などに基づき、原産地に関する申告を作成**できる。
- 原産品であることの根拠書類は、**利用後も一定期間保存**。日本商工会議所に原産品判定依頼をする時（第3者証明の場合）や、輸入国税関による検認を受ける時に必要。保存期間は**原産地証明書発給日から起算して3～5年**。協定により異なる。

### 関税分類変更基準の場合

#### 対比表

- 非原産材料の関税分類（HSコード）と輸出する産品のHSコードが変更したことを示す資料

#### 裏付資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書（委託生産の場合）
- 各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録など）

#### 材料の原産性を示すための根拠資料

- サプライヤーからの情報（国内調達）
- 輸入時の原産地証明書の写しなど（輸入）

#### その他

- 原産地証明書の写し
- 原産地証明書を作成した輸出産品のインボイス
- 船荷証券等の船積書類の写し

### 付加価値基準の場合

#### 計算ワークシート

- 規定の域内原産割合を上回ることを示す資料

#### 裏付資料

- 総部品表
- 製造工程フロー図
- 生産指図書（委託生産の場合）
- 各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録）

#### 材料の原産性を示すための根拠資料

- サプライヤーからの情報（国内調達）
- 輸入時の原産地申告の写しなど（輸入）

#### 控除方式

#### 材料の調達価額を証明する資料

- 輸入時のインボイスなど
- 取引契約書やサプライヤーからの請求書など

#### 積み上げ方式

#### ● 原産材料の調達価額を証明する資料

- 輸入時のインボイスなど
- 取引契約書やサプライヤーからの請求書など

#### ● 直接労務費、直接経費、利益を証明する資料

- 賃金、報酬その他の被用者給付の資料など

#### ● 間接材料の算出根拠となる資料

- 製造原価計算書、帳簿、伝票、契約書など

#### その他

- 原産地証明書を作成した輸出産品のインボイス
- 船荷証券等の船積書類の写し

経済産業省「**原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示**」（具体的な資料の作成例およびフォーム）

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html)



### 3 | 関税分類変更基準を用いた際の根拠資料（対比表）

- 関税分類変更基準（CTC）を用いて原産品と判断した場合、原産性の根拠資料として対比表を作成する。
- 対比表では、輸出製品のHSコードと製品の生産に用いた非原産材料（原産地が確認できない材料も含む）のHSコードとの間のHSコードの違いが把握できる必要がある。

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産情報等
		7215	スプルーブッシュ用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側型板用炭素鋼鋼材	
		7208	コアー用炭素鋼鋼材	
		7208	固定側取付板用炭素鋼鋼材	
		7208	スペンサブロック用炭素鋼鋼材	
8480.41	金属成形用の金型		ロケートリング用炭素鋼鋼材	原産(マレーシア) TPP協定
			ガイドピンブッシュ炭素工具鋼鋼	原産(マレーシア) TPP協定
			ガイドピン	原産(マレーシア) TPP協定原産地証明書
			可動側型板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(マレーシア) TPP協定原産地証明書
		(7208)	受け板高強度クロムモリブデン鋼鋼板	原産(日本) サプライヤーからの資料(〇〇製造)
		(7215)	リターンピン(4本)用合金工具鋼鋼	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
		(7208)	突き出しピン(4本)用炭素工具鋼鋼材	原産(日本) サプライヤーからの資料(じえとろ電気)
		...	...	...

非原産材料は、HSコードが変更されていることを確認。

非原産とした材料については、取引書類も原産性に係る書類も必要なし。

原産材料であっても、HSコードの変更が確認できれば、非原産とみなすことも可(この場合、サプライヤーからの資料は不要)。

原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要。

原産材料は、HSコードの変更の有無の確認は不要のため、HSコードの記載は原則不要。

資料を提出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表や計算ワークシートを作成する。

【対象製品】生産国:日本、製造場所:霞ヶ関製造株式会社、仕向地:米国  
 【協定名】CPTTP  
 【適用した原産地規則】関税分類変更基準:CTH(4桁「項」の変更)



## 4 | デミニマスルールを用いた際の対比表

- PSRの関税分類変更基準を満たす目的で、救済規定のデミニマスを適用する場合、非原産材料の価額が製品価額全体に占める割合が10%以下であることを示す必要がある。この場合、対比表に該当する非原産材料の価格情報を記載する。

デミニマス適用のため、価額情報を記載。  
その他の非原産材料は関税分類変更基準を満たすため、価額情報の記載は不要。

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	HSコード	部品名	価額	原産情報等	
4桁の関税分類変更基準を満たさない。		4410.11	パーティクルボード		非原産(TPP域外国A)	
		4411.92	繊維板		非原産(TPP域外国A)	
		9403.90	家具部品(金属製)	500	非原産(TPP域外国A)	輸入時のインボイスなど
			家具部品(木製)	500	非原産(TPP域外国A)	輸入時のインボイスなど
9403.50	木製ベッド		製材		原産(TPP域内国B)	TPP協定原産地証明書
			合板		原産(日本)	サプライヤーからの資料(じえとろ木材)
			...		...	...
			...		...	...
			...		...	...
FOB価額		9403.05	-	30,000	-	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等

価額を証明するために、輸入時のインボイスなどが必要。

【対象産品】生産国：日本、製造場所：霞ヶ関製造株式会社、仕向地：米国  
【協定名】CPTTP  
【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH（4桁「項」の変更）

$(500+500) / 30,000 \times 100 = 3.3\%$   
→ 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が製品（木製ベッド）の価額に占める割合は10%以下。よって、デミニマス規定に基づき、これらの非原産材料は無視してよい。

# 5 付加価値基準を用いた際の根拠資料（計算ワークシート）

- 付加価値基準を用いて原産品と判断した場合、各材料の価格が分かる総部品表（BOM）を用意し、域内原産割合（RVC）を計算した結果が基準値（閾値）を超えていることが分かるようにする。

作成日：○年○月○日

HSコード	製品名	FOB価額 (出荷価額)	FOB価額 (円換算)	非原産材料の価額	域内原産割合	基準値
8544.30	ワイヤーハーネス	\$58	¥5,800	¥1,400	76%	45%

## 原材料等の構成（※HSコードの記載は原則不要）

(HSコード)	部品名	原産/非原産単価	原産情報	価額情報
(8443)	Tape cartridge	原産（マレーシア）	¥・・・ TPP協定原産地証明書	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し
(8501)	モーター	原産（日本）	¥・・・ サプライヤーからの資料（じえとろ電気）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
(8505)	フェライトコア	原産（日本）	¥・・・ サプライヤーからの資料（じえとろ電気）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
(8532)	LED	原産（日本）	¥・・・ サプライヤーからの資料（●●製作所△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
(8544)	銅線	原産（日本）	¥・・・ サプライヤーからの資料（○○株式会社△△工場）	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
	原産材料価額合計		¥1,100	
(3917)	プラスチック製管	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3923)	プロテクター	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3926)	Drive gear	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(4016)	ワッシャー	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(5901)	織物製テープ	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Receptacle	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Tapping screw	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Nut	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Class fuse	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318)	Sponge seal	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320)	Surge absorbers	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320)	ばね	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8310)	サインプレート	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8003)	はんだ	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8533)	電気抵抗器	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8534)	印刷回路	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8536)	接続子	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(9607)	ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・	単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
	非原産材料価額合計		¥1,400	
生産コスト・経費	-		¥2,700	製造原価明細
利益	-		¥400	製造原価明細
輸送コスト・チャージ	-		¥200	製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
	非材料費合計		¥3,300	

控除方式の場合、「非原産材料」の価額1,400円を特定し、FOB価額5,800円から1,400円を差し引いて、FOB価額で除すことで(76%)を算出。

●控除方式には、原産材料の価額は出てこないで、控除方式を用いる限り原産材料単価の根拠を示す資料は不要。ただし、原産材料価額を積み上げる場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

●控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価額の大小等を考慮し、より簡便な方法を自由に選択可能。

FOB価額	-	¥5,800	取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
外国為替レート US\$1 = ¥100		\$58	

【対象産品】生産国：日本、製造場所：霞ヶ関製造株式会社、仕向地：米国  
 【協定名】CPTP  
 【適用した原産地規則】付加価値基準：RVC45%以上（控除方式）

材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

## 6 | 中間材料指定を行う場合の計算ワークシート

- 中間材料指定を行い、内製部品を原産材料として扱う場合、当該内製部品を原産材料として記入し、当該部品が原産品であることを示す対比表（CTCを用いて原産材料とした場合）、または計算ワークシート（RVCを用いて原産材料とした場合）も用意する必要がある。

ウインドレギュレータモーター（8501.10）RVC計算ワークシート

原産/非原産	材料名	HS	価格
原産材料(A)	Motor with gear box	8501.10.10	128.32
	Cover for Healical gear	8503.00.99	6.22
	Subtotal (A)	-	134.54
非原産材料(B)	O ring	4016.93.04	0.32
	Grease	2710.19.99	0.91
	Resin Material E	3907.10.05	4.84
	Subtotal (B)	-	6.07
非材料費(C)	人件費/Mano de Obra	-	0.42
	金型費/Costo de moldes	-	0.67
	設備償却費等/Otros costos	-	0.84
	Subtotal (C)	-	1.93
利益等(D)		-	124.36
製品取引価格 €		-	266.90
<b>RVC/VCR (A/E*100)</b>		<b>50.41%</b>	

ギアボックス付モーター RVC計算ワークシート(HS8501.10)

原産/非原産	材料名	HS	価格
原産	Motor with warm	8503.00.99	77.59
	Fixed Axis for Gear box	8503.00.99	0.99
	Subtotal (A)	-	78.58
非原産	Bearing A for gear box	8483.30.04	0.40
	Printed circuit assembly	8504.90.07	16.62
	Resin Material C for Gearbox	3908.10.05	0.08
	Dumper	4016.99.01	2.18
	Resin Material A for gear box	3908.90.99	0.24
	Resin Material D	3907.99.03	6.57
	Sleeve	8483.30.04	2.49
	Terminal A	8538.90.99	1.68
	Terminal B	8538.90.99	1.68
	Terminal C	8538.90.99	1.63
	Terminal D	8538.90.99	1.63
	Terminal E	8538.90.99	1.33
	Terminal F	8538.90.99	1.33
	Screw	7318.15.04	1.15
	Subtotal (B)	-	39.03
間接材料 (C)	Lubricant A	3403.99.99	0.03
	Subtotal (C)	-	0.03
非材料費(D)	人件費/Mano de Obra	-	2.29
	金型費/Costo de moldes	-	2.71
	設備償却費等/Otros costos	-	5.67
	Subtotal (D)	-	10.68
総生産コスト (E)		-	128.32
<b>RVC/VCR(%) (A/E*100)</b>		<b>61.2%</b>	

## 7 | 原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

- 原産材料であることを証明する際、FTA締約国から調達した材料である場合は、同生産国からの材料輸入時にFTAの原産地証明書入手。他方、当該材料が**国内調達による**ものである場合、生産者に原産性の確認をしてもらい、**サプライヤー証明書**（＝納入製品が原産品であることを証明する書類）入手。
- FTA利用に際しては、社内体制構築とともに、**取引先との連携強化**も重要。

### 原産材料であることを示すサプライヤー証明書の例

(生産者名) 殿		年 月 日	
		(サプライヤー名)	
		法人名	
		住所	
		郵署名	
		氏名	
		連絡先	
当社の下記製品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。			
記			
(該当する産品)			
品名 (英文)	製造番号 (型番)	HSコード	判定基準 生産場所 (住所・工場名)
〇〇〇 (XXX)	ABI122/CD-I	〇〇〇〇	CTC (項変更)
			〇〇県〇〇市〇〇 △△工場
〇〇〇 (XXX)	EF3344/GH-II	〇〇〇〇	VA (基準値40%以上)
			〇〇県〇〇市〇〇 本社工場

- ✓ 品目別原産地規則（PSR）で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、**原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要があるため。**
- ✓ 証明には、日本国内や域内国のサプライヤーに、供給を受けた材料・部品がFTAにおいて原産品であることを示す宣誓書（誓約書も同義）を作成してもらう。
- ✓ 日本ではない域内国のサプライヤーからの材料・部品の場合、対象となるEPAの原産地証明書を日本への輸入の際に取得していれば、それを宣誓書の代わりに用いることが可能。
- ✓ 宣誓書には、**材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品・材料の名称、型番**などを記載する必要あり。

経済産業省「**申請手続きにおける提出書類等の例示と留意事項**」（具体的な資料の作成例およびフォーム）



## 8 | 完全累積を活用した場合のサプライヤーからの確認書類

- PSRの付加価値基準を満たすために、救済規定の完全累積（原産付加価値のトレーシング）を域内原産割合（RVC）の算定に適用する場合、適用対象となる非原産材料の域内における加工費や非原産材料に含まれる原産材料の価額を示す根拠資料が必要。

東京都港区赤坂1丁目12番32号 霞ヶ関製造株式会社御中		○年○月○日		
		東京都千代田区大関2-10-82 じえとろ電気株式会社 代表取締役社長 貿易 する雄		
<b><u>宣 誓 書</u></b>				
拝啓				
貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。				
さて、この度ご注文頂きました下記製品は、環太平洋パートナーシップ協定の品目別原産地規則に基づき、非原産材料に該当しますが、その価額に原産材料および加工費20%を含むことを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は5年間保存し、日本、米国両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。				
今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。				
				敬具
記				
品名	弊社型番	HSコード	確認結果	販売価額
CPUクーラー	YK-122	8414.59	非原産材料	2,500円
販売価額に占める域内原産材料及び加工費:500円				
				以上

# 本日の講演内容

- I. EPA活用のアウトライン
- II. 知っておくと役に立つ救済規定
  - 1. デミニマスルール
  - 2. ロールアップ
  - 3. 完全累積
  - 4. 材料価格の更なる調整 (CPTPP)
- III. 積送基準とBack-to-Back CO
- IV. 根拠書類の作成と保存
- V. **練習問題**

# 1 | 練習問題①：自動車用フィルターチューブの原産判定

- HSコード：8708.99
- 製造工程：ステンレス鋼管を切断、曲げ加工等を行い、リサーキュレーションパイプやブラケット類を溶接、その後塗装を行い、ゴム部品などを組み付ける。

## 【PSR】

8708.99 A change to subheading 8708.99 from any other heading; or  
No required change in tariff classification to subheading 8708.99, provided there is a regional value content of not less than 70 percent（1年目は62.5%）under the net cost method

フィルターチューブ（燃料注入管）の材料及び価格構成

<完成品のHSコード：8708.99>

経費項目	HSコード	価額
A. 原産材料		
ブラケット類	8708.99	3.5
B. 非原産材料		
ステンレス鋼管	7306.40	7.5
リサーキュレーションパイプ	8708.99	2.5
樹脂製プラグ	3923.50	1.0
ゴム製接合素材	4016.99	1.0
C. 直接労務費	-	2.0
D. 製造間接費	-	10.5
E. 純費用 (NC=A+B+C+D)	-	28.0
F. 利益・販促費・輸送梱包費等	-	2.0
G. 取引価額 (FOB)	-	30.0

(注) 価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。

また、材料のHSコードも想定上のもの。

## <回答>

- ✓ PSRは4桁レベルの関税分類変更（CTH）、あるいはNC方式で70%（1年目は62.5%）以上のRVC。
- ✓ まずは、CTHを検討。87.08項と同じHSコードの非原産材料であるリサーキュレーションパイプを用いており、一見するとCTHをクリアしない。
- ✓ ただし、リサーキュレーションパイプの価格は製品取引価額の8.3%（ $2.5 \div 30.0$ ）であり、デミニマスルールの閾値である10%を下回るため、デミニマスルールを適用して原産品と判定できる。
- ✓ なお、RVC（NC方式）を計算すると、 $(28.0 - 12.0) \div 28.0 = 57.1\%$ だが、前段のCTHをクリアしているため、原産品である。

## 2 | 練習問題②：自動車用バンパーの原産判定

- HSコード：8708.10
- 製造工程：PP樹脂コンパウンドからバンパー(8708.10)を射出成形、その後バンパー専用部品を組み付ける。

### 【PSR】

For a good of subheading 8708.10 for use in a passenger vehicle, light truck, or heavy truck:  
 A change to subheading 8708.10 from any other heading; or  
 A change to subheading 8708.10 from subheading 8708.99, whether or not there is also a change from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 70 percent under the net cost method.

バンパーの原産判定 <完成品のHSコード:8708.10>		
経費項目	HSコード	価額
A. 原産材料		
バンパー専用部品A	8708.10	10.0
B. 非原産材料		
PP樹脂コンパウンド	3902.10	220.0
バンパー専用部品B	8708.10	13.0
バンパー専用部品C	8708.10	13.0
バンパー専用部品D	8708.10	14.0
バンパー専用部品E	8708.10	15.0
C. 直接労務費		
成形工程	-	10.0
組立工程	-	30.0
D. 製造間接費		
成形工程	-	120.0
組立工程	-	25.0
E. 純費用(NC=A+B+C+D)		
	-	470.0
F. 利益・販促費・輸送梱包費等		
	-	30.0
G. 取引価額(FOB)		
	-	500.0
(注)価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。 また、材料のHSコードも想定上のもの。		

バンパーの原産判定 <完成品のHSコード:8708.10>		
経費項目	HSコード	価額
A. 原産材料価額(VOM)		
バンパー専用部品A	8708.10	10.0
バンパー成形品(部品組付け前)	8708.10	350.0
PP樹脂コンパウンド	3902.10	220.0
成形工程直接労務費	-	10.0
成形工程製造間接費	-	120.0
B. 非原産材料価額(VNM)		
バンパー専用部品B	8708.10	13.0
バンパー専用部品C	8708.10	13.0
バンパー専用部品D	8708.10	14.0
バンパー専用部品E	8708.10	15.0
C. 直接労務費		
組立工程	-	30.0
D. 製造間接費		
組立工程	-	25.0
E. 純費用(NC=A+B+C+D)		
	-	470.0
F. 利益・販促費・輸送梱包費等		
	-	30.0
G. 取引価額(FOB)		
	-	500.0
<b>RVC(%) = (E-B)/E × 100</b>		<b>88.3%</b>
(注)価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。 また、材料のHSコードも想定上のもの。		

### <回答>

- ✓ 製品と同じHSの専用部品を用いているため、CTHをクリアしない。また、87.08項の非原産部品の調達価額合計はデミニマスの閾値を超える(11.0%)。
- ✓ RVCをそのまま計算すると41.5%になり、一見するとRVCもクリアしない。
- ✓ 専用部品組付け前の成形品を中間材料に指定。
- ✓ 同中間材料(8708.10)のPSRにはCTHがあるため、樹脂コンパウンドからの射出成形で原産材料となる。
- ✓ 成形品を中間材料指定することでPP樹脂の調達価格をVNMから除外できる。
- ✓ 中間材料指定後にRVCを計算すると、88.3%となり原産品となる。



# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 主任調査研究員

中畑 貴雄



03-3582-5544



ora@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。